

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

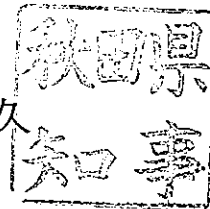
住 所 岡山県久米郡美咲町藤原468番地の7

氏 名 有限会社久米産業

代表取締役 有本 英輔

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許 可 の 年 月 日 令和 3 年 3 月 2 5 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 8 年 3 月 2 4 日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、

イ 廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。）、

ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。）、

エ 特定有害産業廃棄物（廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、廃水銀等、廃石綿等、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい及びばいじんに限る。

含まれる有害物質については別記1のとおりとする。） 以上4品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 3 月 2 5 日 新規許可

令和 3 年 3 月 1 0 日 変更許可（1品目の追加）

令和 3 年 3 月 2 5 日 更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無

市名

許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

別記 1

エ 特定有害産業廃棄物

廃PCB等（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るものに限る。）

PCB汚染物（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るものに限る。）

PCB処理物（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油に係るものに限る。）

廃水銀等

廃石綿等

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

(○印：積替・保管を除く ●印：積替・保管を含む - 印：対象外)

有害物質	廃棄物名	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	指定下水汚泥
アルキル水銀化合物		○	○	●	●	○	○	○	-
水銀又はその化合物		○	○	●	●	○	○	○	-
カドミウム又はその化合物		○	○	○	●	○	○	○	-
鉛又はその化合物		○	○	○	●	○	○	○	-
有機燐又はその化合物		●	●	●	●	○	○	○	-
六価クロム化合物		○	○	○	●	○	○	○	-
砒素又はその化合物		○	○	○	●	○	○	○	-
シアン化合物		●	●	●	●	○	○	○	-
PCB		●	●	●	●	-	-	-	-
トリクロロエチレン		●	●	●	○	○	○	○	-
テトラクロロエチレン		●	●	●	○	○	○	○	-
ジクロロメタン		●	●	●	○	○	○	○	-
四塩化炭素		●	●	●	○	○	○	○	-
1, 2-ジクロロエタン		●	●	●	○	○	○	○	-
1, 1-ジクロロエチレン		●	●	●	○	○	○	○	-
シス-1, 2-ジクロロエチレン		●	●	●	○	○	○	○	-
1, 1, 1-トリクロロエタン		●	●	●	○	○	○	○	-
1, 1, 2-トリクロロエタン		●	●	●	○	○	○	○	-
1, 3-ジクロロプロペン		●	●	●	○	○	○	○	-
チウラム		●	●	●	●	○	○	○	-
シマジン		●	●	●	●	○	○	○	-
チオベンカルブ		●	●	●	●	○	○	○	-
ベンゼン		●	●	●	○	○	○	○	-
セレン又はその化合物		○	○	○	●	○	○	○	-
ダイオキシン類		●	○	○	●	○	○	○	-
1, 4-ジオキサン		●	○	●	○	○	○	○	-